



宮 崎 県 公 報

平成22年 4 月15日 (木曜日) 第 2175 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定 (4 件) …………… (自然環境課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 2

- 油津港港湾計画の変更の概要…………… (港湾課) 2
- 公 告
- 基本測量終了の通知 (4 件) …………… (管理課) 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 3
- 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 241号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 4 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字伊比井字元越 530-1、530-2、531から 534まで、535-イ、535-ロ、536、大字益安字牧内2686、2688-9、2700、2701-1、2701-イ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字元越 530-1・536・字牧内2686・2688-9・2701-1 (以上 5 筆について、次の図に示す部分に限る。)、2700

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 242号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 4 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字日野平乙2322-1、乙2322-3、乙2322-8、乙2322-9
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 243号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 4 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原 3831、3834-1、3879
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字紋原3831・3834-1・3879 (以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 244号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 4 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字ヲモウチ山5166-3、字佐礼5172-1、5173-1、5174-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字ヲモウチ山5166-3・字佐礼5172-1・5173-1・5174-2 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 245号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成22年11月1日から平成22年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成22年4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月2日	午前10時30分から 午後12時30分まで	木城町役場	木城町全域
	6月4日	午前10時30分から 午後12時30分まで	都農町塩月記念館	都農町全域
	6月4日	午後1時30分から 午後3時30分まで	川南町役場	川南町全域
	6月9日	午前10時30分から 午後12時30分まで	高鍋町体育館	高鍋町全域
	6月9日	午後1時30分から 午後3時30分まで	新富町中央公民館	新富町全域
	6月14日	午後1時から 午後3時まで	西米良村役場	西米良村全域
	6月2日から7月30日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	児湯郡全域
質量計	7月5日	午後1時30分から 午後3時30分まで	五ヶ瀬町役場	五ヶ瀬町全域
	7月6日	午前9時から 午前11時まで	高千穂町中央体育館	高千穂町全域
	7月6日	午後12時30分から	日之影町	日之影町

		午後2時30分まで	中央研修館	全域
	7月5日から8月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西臼杵郡 全域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 246号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、油津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成22年4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 港湾計画の変更の概要

平成19年宮崎県告示第1045号によりその概要を告示した油津港港湾計画について、変更した事項は次のとおりである。

土地造成及び土地利用計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）	用途
大 節	4	埠頭用地
”	1	港湾関連用地
”	5	交通機能用地

変更後

地区名	面積（ヘクタール）	用途
大 節	4	埠頭用地
”	1	港湾関連用地
”	5	交通機能用地

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課
日南市油津4丁目12番地16号 宮崎県油津港湾事務所

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、平成21年宮崎県公報第2086号による基本測量「電子国土基本図（地図情報）修正測量」が平成22年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成22年4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、平成21年宮崎県公報第2095号による基本測量（基盤地図情報整備業務）が平成22年3月26日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成22年4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、平成21年宮崎県公報第2122号による基本測量（地理識別子整備業務）が平成22年3月26日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知

があった。

平成22年 4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成21年宮崎県公報第2122号による基本測量（基盤地図情報整備業務）が平成22年 3月26日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成22年 4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年 4月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
西都市
- 2 都市計画の種類及び名称
西都都市計画道路 3・5・1 号神社前通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県西都土木事務所

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 6 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成22年 4月15日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	2 級	平成22年 7月21日（水）午前 9 時30分から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
15人（受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間、時間
平成22年 6月11日（金）から 6月21日（月）まで（土、日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

- (3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

- 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験の内容

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。